

健康保険証とマイナンバーカードの 一体化(マイナ保険証)に関する 制度のポイント



※現時点で国から示されている方針等に基づき作成したものです。
今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。



全国健康保険協会
協会けんぽ

制度改正後の医療機関等受診方法

健康保険証とマイナンバーカードの一体化以降の医療機関等の受診方法・使用可能期間は下記のとおりです。

受診方法		令和6年					令和7年					令和8年																																												
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8																														
													制度改正日 (R6.12.2)													経過措置期間終了 (R7.12.1)																														
①	健康保険証																																																							
②	マイナ保険証																																																							
③	資格確認書																																																							
④	マイナポータル(スマホ) ＋ マイナ保険証																																																							
⑤	資格情報のお知らせ ＋ マイナ保険証																																																							

制度改正日
(R6.12.2)

経過措置期間終了
(R7.12.1)

※経過措置期間終了後使用不可

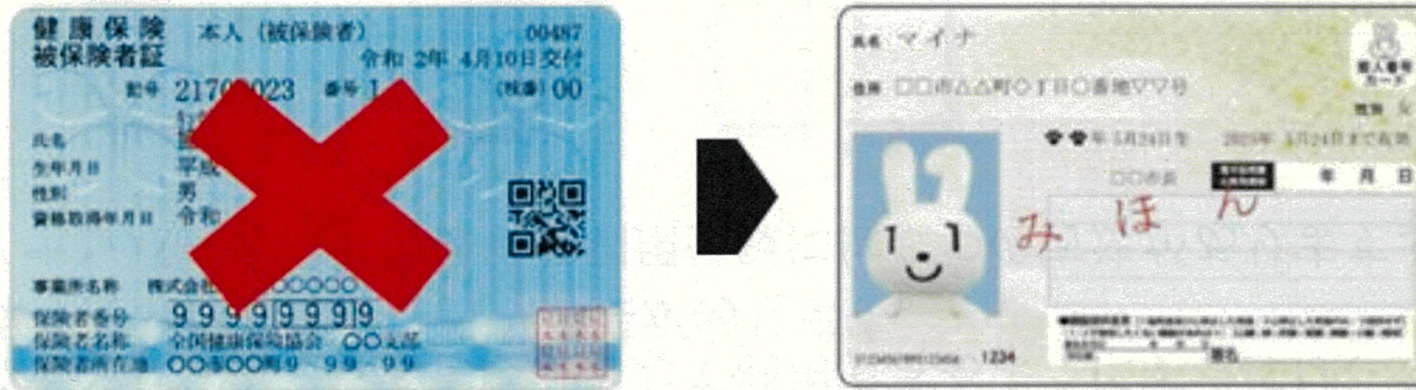
※制度改正後使用可能

※制度改正後使用可能

※制度改正後使用可能

①健康保険証

従来の健康保険証は令和6年（2024年）12月2日に廃止されますが、
現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、
令和7年（2025年）12月1日まで使用できます。



※令和7年（2025年）12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、会社へ返納してください。

令和7年（2025年）12月2日以降については保険証の自己破棄も可能です。

②マイナ保険証

マイナ保険証とはマイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

マイナ保険証利用のための3つのステップ

①マイナンバーカードの取得

②マイナ保険証の利用登録

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。

マイナンバーカードの保険証利用登録には3つの方法があります。



医療機関窓口の
カードリーダー



セブン銀行ATM



（実証バージョン） （正式版）
マイナポータル

※マイナポータルとは・・・
政府が運営するオンラインサービスです。
パソコンやスマートフォンからログインが可能で、各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報を確認することができます。

③事業主へマイナンバーを提出

就職や転職をした場合は、マイナンバーを会社にご提出お願いいたします。

※マイナポイントを申し込んでいても、マイナンバーを会社に提出していない場合、マイナ保険証は利用できませんのでご注意ください。

③資格確認書

(マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法)

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行は以下のとおり行います。なお、協会けんぽから発行する資格確認書の有効期限は、4～5年とする予定です。

【新規加入者】

- 資格確認書は、**令和6年（2024年）12月2日以降**、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

(※) 新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

【既存加入者】

- 令和7年（2025年）12月2日以降**、マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに資格確認書を発行します。（従来の健康保険証の使用期限が切れる前にお届けする予定。）

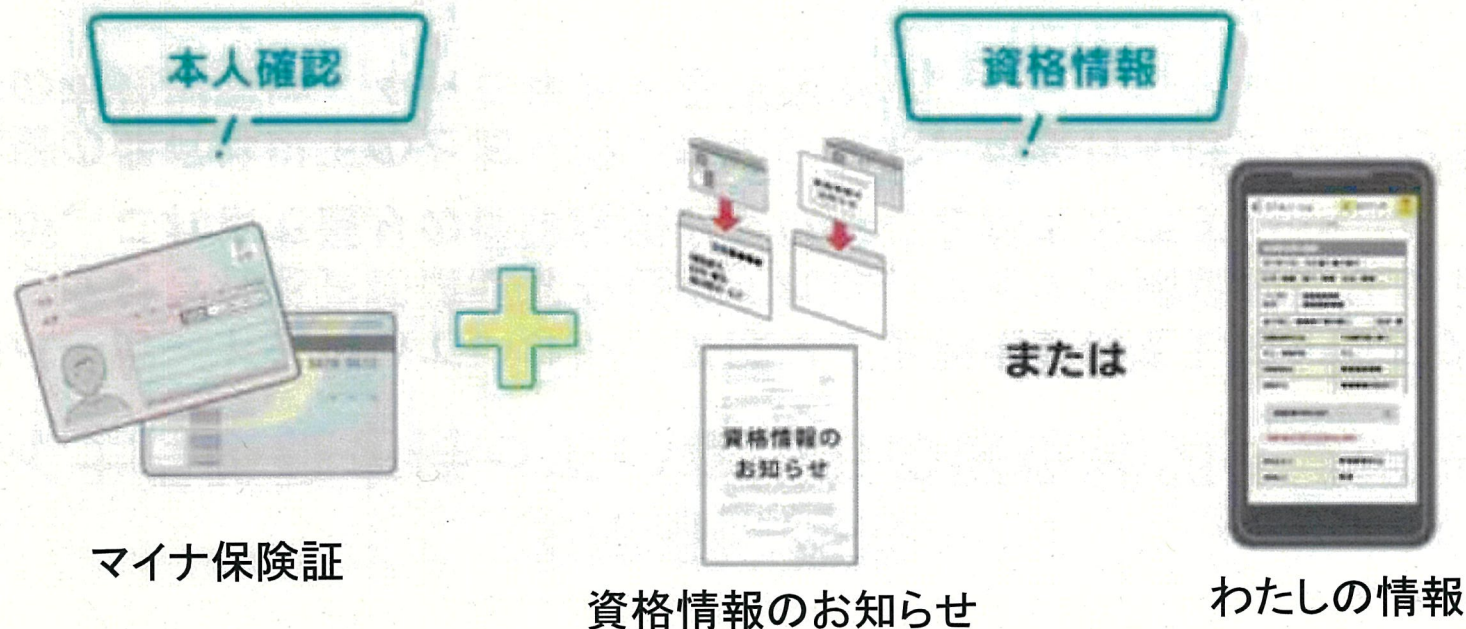
※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社へ返納してください。

有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

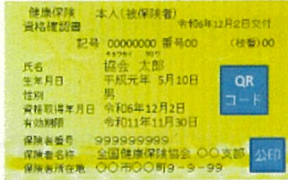
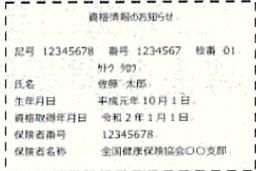
④資格情報のお知らせ／⑤マイナポータル (カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診する方法)

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証で本人確認をした上で資格情報を伝えることで、保険診療を受けることができます。

- 資格情報は「**資格情報のお知らせ**」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することで伝えることができます。
- 「**資格情報のお知らせ**」は、被保険者資格等の基本情報が記載されているものです。
令和6年(2024年)12月2日以降、新規加入した方に送付されます。
既加入者には、令和6年(2024年)9月に送付します。
退職等の際に会社へ返納いただく必要はありません。

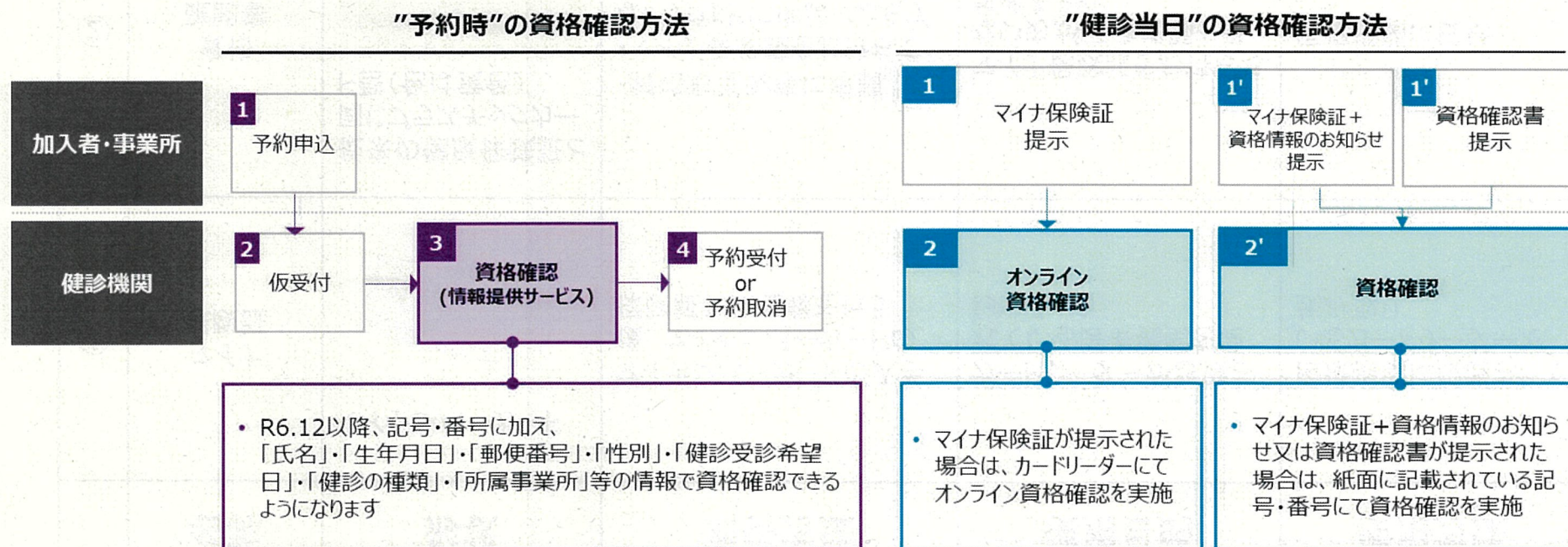


(参考) マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ 保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手 後、マイナンバーカードの 保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置さ れている医療機関を受 診するとき	医療機関に設置されて いるカードリーダーで 読み取り
②	資格 確認書	従来の健康保険証と 同じプラスチックカー ド型(色は黄色) 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちで ない方などに申請によらず に発行	マイナ保険証をお持ちで ない方が医療機関を受 診するとき	医療機関に提示
③	資格情報の お知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付(申請 不要) (マイナポータルから確認で きる「わたしの情報」でも代 用可能) ・既加入者には2024年9月 に送付予定	カードリーダーが使えな い場合に医療機関を受 診するとき	マイナ保険証と資格情 報のお知らせの両方を 医療機関に提示 (資格情報のお知らせ のみでは受診不可)

健診機関の受診方法

- 生活習慣病予防健診の予約受付時は、協会の情報提供サービス上で資格確認を行います。現状の記号・番号に加えて、それ以外の情報でも予約を行うことができるようになります。
- 生活習慣病予防健診当日は、医療機関を受診する際に準じて資格確認を行います。健診機関でオンライン資格確認が実施可能である場合はマイナ保険証を使用したオンライン資格確認を、オンライン資格確認が実施できない場合は、マイナ保険証＋資格情報のお知らせ又は資格確認書による資格確認を、それぞれ実施します。



●マイナ保険証に関する問い合わせ先

(国)マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先 **0120-95-0178**

※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルをお願いします。

(協会)マイナンバーコールセンター

- ・協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置します。
 - マイナ保険証、オンライン資格確認
 - 資格情報のお知らせ
 - 資格確認書 等
- ・これらに関するお問い合わせは、協会けんぽ支部ではなく、マイナンバーコールセンターにお問い合わせください。
- ・設置期間：令和6年9月2日から令和8年2月28日（予定）

(※) 上記のコールセンターでは、以下の言語について対応予定です。

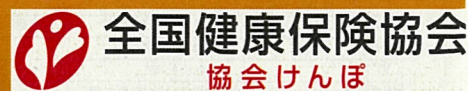
加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話となります。

英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語

資格情報のお知らせと 加入者情報（マイナンバーの下4桁） の配付にご協力ください。

別添

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が廃止されます。



令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が廃止となり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用することで、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。（裏面をご覧ください。）

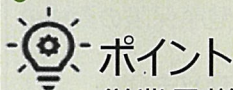
協会けんぽでは、安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者個人ごとの資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバーの下4桁）を事業所に送付させていただきますので、従業員様への配付にご理解・ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

全体の流れイメージ

STEP 1

個人ごとの封筒を以下の封筒または箱に封入し、事業所に送付させていただきます。

送付時期：令和6年9月と令和7年1月

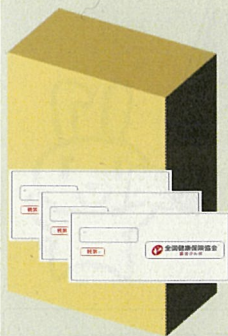


ポイント

従業員様やそのご家族様の人数が多いほど、封筒または箱の数量が増えます。

（想定される数量は別添の文書に記載されています。）

【封筒】



- 予定サイズ（最大）
高さ49cm、幅32cm、マチ12cm
- 封入されている通数
約150人分（最大）

または

【箱】



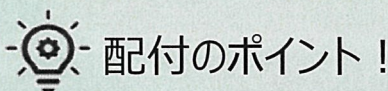
- 予定サイズ（最大）
長さ36cm、幅25cm、深さ12cm
- 梱包されている通数
約150人分（最大）

STEP 2

「配付のポイント」を参考に、被保険者様分と被扶養者様分を従業員様に配付をお願いします。



A様分、A-1様分、A-2様分



配付のポイント！



（記号）12345678 （番号）1234567
（被保険者氏名）協会 太郎 様
（対象者氏名）協会 花子 様

個人ごとの封筒の窓から、上記のように従業員様の氏名（被保険者氏名）と封入されている方の氏名（対象者氏名）が確認することができます。
配付いただく際には、被保険者氏名の方に配付をお願いします。

【お問い合わせ先】 全国健康保険協会 神奈川支部
〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー
TEL：045-270-8431

送付物イメージ

12345678 (番号) 1234567
 (保険者氏名) 協会 太郎 様
 (対象者氏名) 協会 太郎 様

お問い合わせ番号
 00-00000000-00000000-00
 〒123-4567
 東京都〇〇区〇〇町 1-2-3
 全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします (令和6年〇月〇日時点)。
 なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	12345678	番号	1234567	(校番) 00
氏名	協会 太郎			
生年月日	平成元年 10 月 1 日			
負担割合	3割 (令和6年〇月〇日時点)			
資格取得年月日	令和2年1月1日			
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部			

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます (スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです (12桁のうち4桁のみ表示)。万が一、表示されている4桁の数字とご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致しない場合には、保険者までお問い合わせください。

***** 6825

1

資格情報のお知らせ

記号	12345678	番号	1234567	校番	00
氏名	協会 太郎				
生年月日	平成元年 10 月 1 日				
負担割合	3割 (令和2年1月1日)				
資格取得年月日	令和2年1月1日				
保険者番号	12345678				
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部				

2

左を切り取ってご利用いただくこともできます
 (このお知らせのみでは受診できません)



1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

2 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。

点線で切り取って大切に保管ください。

給付金等の申請に！

- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に！

- オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。

※ 健康保険の資格情報等が確認できるシステム

マイナ保険証を利用すると・・・

いつもの通院等が便利に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

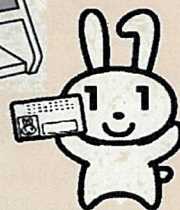
【参考】
 限度額適用認定証の詳細については、二次元コードを読み取ってください。



手続きなしで高額な窓口負担が不要

顔認証で自動化された受付

顔認証で、本人確認と健康保険の資格の確認が行われます。
 マスク・メガネ・帽子をしていてもOK。
 車椅子に乗ったままでもOK。



医療情報の共有化で質のよい医療が受けられる

初めての医療機関等でも、ご自身の特定健診や薬剤・診療情報を医師と共有できます。

マイナポータルでもっと簡単・便利に！

特定健診や薬の情報が閲覧できる！

- 処方された薬の情報や特定健診等情報の自分の体に関わる知っておくべき情報を、いつでもどこでも確認できます。

確定申告が簡単に！

- 医療費の領収書を管理しなくても、医療費情報の管理ができます。
- e-Taxに情報連携でき、オンラインで完結できます。